

西部地域各市町日常生活用具一覧表(聴覚・言語機能障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
1	聴覚障害者用屋内信号装置	浜田市	○	聴覚障害者2級の者で障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	10年	87,400円
		益田市	○	2級以上の聴覚障がい者(児)(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	10年	87,400円
		大田市	○	聴覚障害2級以上の身体障害者であって、原則として在宅のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る)	10年	87,400円
		江津市	○	聴覚障害2級の身体障がい者。(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)原則として在宅かつ18歳以上のもの。	10年	87,400円
		川本町	○	聴覚2級 単身世帯またはそれに準ずる世帯に属する18歳以上の者	10年	87,400円
		美郷町	○	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) 18歳以上	10年	87,400円
		邑南町	○	聴覚障害2級の障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10年	87,400円
		津和野町	○	聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	5年	87,400円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(聴覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であって、18歳以上のもの(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属するものに限る。)	10年	87,400円
2	携帯用会話補助装置	浜田市	×			
		益田市	○	言語機能の障がいを有する者であって、発語に著しい障がいを有するもの(原則として学齢児以上)	5年	98,800円
		大田市	○	言語機能障害児・者であって、発語に著しい障害を有するもので原則として在宅かつ学齢児以上のもの	5年	98,800円
		江津市	○	言語機能障がい児・者であって、発語に著しい障害を有する身体障がい児・者。原則として在宅かつ学齢児以上のもの。	5年	98,800円
		川本町	○	発語に著しい障がいを有する者 学齢児以上	5年	98,800円
		美郷町	○	言語機能障害者であって、発語に著しい障害を有する者 学齢児以上	5年	98,800円
		邑南町	○	言語機能障害で発語に著しい障害を有する児童・者(原則として学齢児以上に限る。)	5年	98,800円
		津和野町	○	言語機能障害者であって、発語に著しい障害を有する者	5年	98,800円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に言語障がいに関する記載のあるものであって、発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの	5年	98,800円
3	聴覚障害者用通信装置	浜田市	○	【FAX】聴覚障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(学齢児以上)	5年	71,000円
		益田市	○	聴覚障がい者(児)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの(原則として学齢児以上)	5年	71,000円
		大田市	○	聴覚障害児・者であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるものであって、原則として在宅かつ学齢児以上のもの	5年	71,000円
		江津市	○	聴覚障がい児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。原則として在宅かつ学齢児以上のもの。	5年	71,000円
		川本町	○	聴覚に著しい障がいを有する者 コミュニケーション・緊急連絡等に必要な者 学齢児以上	5年	71,000円
		美郷町	○	聴覚障害者であって、コミュニケーション、又は緊急連絡等の手段として必要と認められる者 学齢児以上	5年	71,000円
		邑南町	○	聴覚障害児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(原則として学齢児以上に限る。)	5年	71,000円
		津和野町	○	聴覚障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5年	71,000円
		吉賀町	×			
4	聴覚障害者用情報受信装置	浜田市	○	【文字放送】聴覚障害者のうち必要と認められるもの	6年	88,900円
		益田市	○	聴覚障がい者(児)で、当該装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
		大田市	○	在宅の聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
		江津市	○	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの。原則として在宅のもの。	6年	88,900円
		川本町	○	本装置によりテレビの視聴が可能な者 3級以上	6年	88,900円
		美郷町	○	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年	88,900円
		邑南町	○	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
		津和野町	○	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	6年	88,900円
		吉賀町	○	身体障害者手帳に聴覚障がいに関する記載のあるものであって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	6年	88,900円
5	人工内耳用体外装置	浜田市	○	【買い替えのみ対象】聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で医療保険の適用となる体外装置を装着後5年を経過しているもの	5年	200,000円
		益田市	○	聴覚障がい者(児)であって、現に人工内耳を装着し、かつ、医療保険給付の対象となる体外装置を装着しているもの(「人工内耳体外装置装着者」という。)であって、当該体外装置の装着から5年を経過した者	5年	200,000円
		大田市	○	聴覚障害児・者であって、現に人工内耳を装着しているもの	5年	300,000円

西部地域各市町日常生活用具一覧表(聴覚・言語機能障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
		江津市	○	聴覚がよい者であって、現に人工内耳を装用し5年間を経過しているもの。	5年	200,000円
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(聴覚障がいに係るものに限る。)のもので、現に人工内耳を装着しているもの	3年	300,000円
6	人工内耳用電池	浜田市	○	【空気亜鉛電池】人工内耳用体外装置を装用後1年間を経過している者 直近の給付を受けた日から1年間を経過している者(人工内耳充電式電池及び人工内耳充電器とは、重複して給付しないものとする。)	—	20,000円
		益田市	○	【空気亜鉛式電池】人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から1年間を経過した者(充電式電池との併給はできないものとする。)	1年	20,000円
		大田市	○	聴覚障害児・者であって、現に人工内耳を装着しているもの	月額	2,500円
		江津市	○	【空気亜鉛電池】人工内耳体外器装用後1年間を経過しているもの。	1年	20,000円
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	×			
		7	人工内耳充電式電池	浜田市	○	人工内耳用体外装置を装用後1年間を経過している者 直近の給付を受けた日から1年間を経過している者(人工内耳空気亜鉛電池とは、重複して給付しないものとする。)
益田市	○			人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から1年間を経過した者(空気亜鉛式電池との併給はできないものとする。)	1年	10,000円
大田市	×					
江津市	○			人工内耳体外器装用後1年間を経過しているもの。	1年	10,000円
川本町	×					
美郷町	×					
邑南町	×					
津和野町	×					
吉賀町	×					
8	人工内耳充電器	浜田市	○	人工内耳用体外装置を装用後3年間を経過している者 直近の給付を受けた日から3年間を経過している者(人工内耳空気亜鉛電池とは、重複して給付しないものとする。)	3年	25,000円
		益田市	○	人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から3年間を経過した者	3年	25,000円
		大田市	×			
		江津市	○	人工内耳体外器装用後3年間を経過しているもの。	3年	25,000円
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	×			
9	人工内耳用イヤーマールド	浜田市	○	人工内耳を装用している者でイヤーマールドの使用が必要と認められる者	—	9,432円
		益田市	×			
		大田市	×			
		江津市	×			
		川本町	×			
		美郷町	×			

西部地域各市町日常生活用具一覧表(聴覚・言語機能障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対象者	耐用年数	基準単価
		邑南町	×			
		津和野町	×			
		吉賀町	×			
10	ファックス (貸与)	浜田市	×			
		益田市	○	聴覚機能障害3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの(電話(難視聴用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	—	7,700円
		大田市	×			
		江津市	○	聴覚障害3級以上の身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)原則として在宅かつ18歳以上のもの。	—	7,700円
		川本町	×			
		美郷町	×			
		邑南町	○	聴覚障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	7,700円
		津和野町	○	聴覚障害3級以上であって、コミュニケーション手段として必要性が認められる者	—	—
		吉賀町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(聴覚障がいに係るものに限る。)の程度が3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる18歳以上のもの(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	—	—